

伊予市告示第 55 号

伊予市合併処理浄化槽設置整備事業補助金交付要綱を次のように定める。

令和 6 年 3 月 28 日

伊予市長 武 智 邦 典

### 伊予市合併処理浄化槽設置整備事業補助金交付要綱

伊予市合併処理浄化槽設置整備事業補助金交付要綱（平成 19 年伊予市告示第 21 号）の一部を改正する。

（趣旨）

第 1 条 この要綱は、公共用水域の水質保全及び生活環境の改善を図るため、し尿及び生活排水を処理するための浄化槽の適正な設置並びに維持管理を行う者に対し、市が予算の範囲内において補助金を交付することに関し、伊予市補助金交付規則（令和 3 年伊予市規則第 9 号。以下「規則」という。）に定めるもののほか必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第 2 条 この要綱において使用する用語の意義は、次の各号に定めるもののほか、規則において使用する用語の例による。

- (1) 下水道等 下水道法（昭和 33 年法律第 79 号）の規定により伊予市が管理する公共下水道及び浄化槽法（昭和 58 年法律第 43 号）の規定により伊予市が管理する農業集落排水施設をいう。

(2) 合併処理浄化槽 浄化槽法（昭和 58 年法律第 43 号）第 2 条第 1 号に規定する浄化槽であって、次に該当するものをいう。

ア 処理対象人員が 10 人以下のものにあつては、全国浄化槽推進市町村協議会の高度処理型登録を受けたもの

イ 処理対象人員が 11 人以上 20 人以下のものにあつては、次のいずれかに該当するもの

(ア) 放流水の総窒素を 1 リットルにつき 20 ミリグラム以下又は総りんを 1 リットルにつき 1 ミリグラム以下にする機能を有するもの

(イ) 放流水の総窒素を 1 リットルにつき 20 ミリグラム以下及び総りんを 1 リットルにつき 1 ミリグラム以下にする機能を有するもの

(ウ) BOD除去率 97 パーセント以上で、放流水BODを 1 リットルにつき 5 ミリグラム（日間平均値）以下にする機能を有するもの

(3) くみ取り槽 し尿を貯留し、これを定期的にくみ取って処分する方式の便槽をいう。

(4) 単独処理浄化槽 浄化槽法の一部を改正する法律（平成 12 年法律第 106 号）附則第 2 条に規定する既存単独処理浄化槽をいう。

(5) 住宅 居住の用途に供する部分の床面積が延べ面積の 2 分の 1 以上を占める建築物をいう。

(補助対象区域)

第 3 条 補助金の交付の対象となる区域（以下「補助対象区域」という。）は、次の各号のいずれかに該当する区域とする。

(1) 下水道等の整備計画のない区域

(2) 下水道等の整備計画区域内で下水道法第 4 条第 1 項の規定により定められた事業計画の区域を除く区域

(3) その他市長が特に必要と認める区域

(補助事業の内容等)

第4条 補助事業の内容、補助対象経費及び補助金の額は、別表第1に掲げるとおりとする。

2 補助事業の対象となる合併処理浄化槽の人槽区分は、5人槽から10人槽までとする。

ただし、市長が特に必要と認める場合に限り、11人槽から20人槽までを対象とすることができる。

2 補助事業は、当該事業に着手する年度の2月10日までに完了し、同月末日までに市の完了検査を受けこれに合格しなければならない。

(補助事業者の要件)

第5条 補助事業者は、次の各号に掲げる要件をいずれも満たすものとする。

(1) 補助事業が完了する年度の3月31日において、当該補助事業による合併処理浄化槽の設置場所又は当該合併処理浄化槽と接続する住宅の所在地に住所を有する者であること。ただし、特段の事由があると市長が認める場合はこの限りでない。

(2) 建築基準法(昭和25年法律第201号)、浄化槽法その他の規程に基づく合併処理浄化槽の設置確認等を得ていること。

(3) 住宅又は合併処理浄化槽を設置する土地を借りている者にあつては、補助事業の実施についてこれらの所有者の承諾を得ていること。

(4) 市税の滞納がないこと。

(5) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号から第6号に該当しない者であること。

2 前項の規定にかかわらず、次に掲げる者は補助事業者としない。

(1) 住宅の販売又は賃貸の目的で合併処理浄化槽を設置する者

(2) その他市長が不相当と認める者

(補助金の交付申請)

第6条 規則第5条第1項に規定する申請は、様式第1号により行うものとする。

2 申請の期間は、補助事業を実施する年度の4月1日から12月20日までとする。

(補助金の交付決定)

第7条 規則第6条第1項に規定する補助金の交付の可否の決定は、前条第1項の規定により提出された申請書を受け付けた順序により行うものとする。

2 規則第6条第3項に規定する通知は、様式第2号により行うものとする。

(補助事業の変更等)

第8条 規則第8条に規定する承認の申請は、様式第3号により行うものとする。

(変更等の承認の決定)

第9条 規則第9条第2項に規定する通知は、様式第4号により行うものとする。

(実績報告)

第10条 規則第12条第1項に規定する報告は、様式第5号により行うものとする。

(補助金の額の確定)

第11条 規則第13条に規定する通知は、様式第6号により行うものとする。

(補助金の請求)

第12条 規則第15条第2項に規定する請求は、様式第7号により行うものとする。

(取得財産の処分)

第13条 規則第18条ただし書に規定する期間は、減価償却資産の耐用年数等に関する省令

(昭和40年大蔵省令第15号)に規定する耐用年数に相当する期間とし、同条第2号に規定する機械及び重要な器具は、補助事業により設置した合併処理浄化槽とする。

2 市長は、補助事業者が補助事業により設置した合併処理浄化槽を処分することにより収入があった場合は、その収入の全部又は一部を市に納付させることができる。

(補助事業の施工検査等)

第14条 市長は、浄化槽の機能及び構造が、浄化槽法に規定する技術上の基準に適合しているか等補助事業の適正な執行を図るため、職員を補助事業者の行う浄化槽設置工事の施工

現場に立ち入らせ、確認させることができる。

- 2 市長は、補助事業者に対し、補助事業の完了後必要あるときは、浄化槽の管理状況その他の事項について調査を行い、又は報告を求めることができる。
- 3 補助事業者は、前2項の規定に基づき行う施工検査若しくは調査又は報告に協力しなければならない。

(補助事業者の責務)

第15条 補助事業者は、浄化槽法に基づく保守点検、清掃及び水質検査を定期的を実施し、常にその機能が良好な状態で保持できるよう維持管理に努めなければならない。

(その他)

第16条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この告示は、令和6年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この告示の施行の際現にこの告示による改正前の伊予市合併処理浄化槽設置整備事業補助金交付要綱の規定により補助金の交付決定を受けている者に係る当該補助金の額については、なお従前の例による。

別表第1 (第4条関係)

区 分	補助事業の内容	補助対象経費	補助金の額
新築等	住宅の新築に伴い、合併処理浄化槽を設置する事業	設置する合併処理浄化槽の本体費用及び本体の設置に必要な経費（流入又は放流に係る管きよ及びますに係る経費を除く。）	(1) 5人槽 199,000円 (定額) (2) 7人槽 248,000円 (定額) (3) 10人槽 328,000円 (定額) (4) 11人槽以上20人槽以下 市長が別に定める額
	既存建物を取り壊し、住宅を新築することに伴い、単独処理浄化槽から合併処理浄化槽へ設置替えする事業		
	既存建物の増築又は改築に伴い、単独処理浄化槽から合併処理浄化槽へ設置替えする事業。ただし、当該設置替えにより処理対象人員が増加する場合に限る。		
転 換	既存建物の増築又は改築に伴い、単独処理浄化槽から合併処理浄化槽へ設置替えする事業。ただし、当該設置替えにより処理対象人員に変更がない場合又は減少する場合に限る。	設置する合併処理浄化槽の本体費用及び本体の設置に必要な経費（流入又は放流に係る管きよ及びますに係る経費を除く。）	(1) 5人槽 360,000円 (定額) (2) 7人槽 462,000円 (定額) (3) 10人槽 585,000円 (定額) (4) 11人槽以上20人槽以下 市長が別に定める額
	既存建物の増築又は改築を行わず、単独処理浄化槽から合併処理浄化槽へ設置替えする事業		
	くみ取り槽から合併処理浄化槽へ設置替えする事業		
撤去費	新築等又は転換に伴い単独処理浄化槽又はくみ取り槽を全て撤去する事業	撤去に要する経費（流入又は放流に係る管きよ及びますに係る経費を除く。）	(1) 単独処理浄化槽 上限120,000円 (2) くみ取り槽 上限 90,000円